

関市公金の管理及び運用に関する基準（令和8年2月16日決裁）

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）並びに関市基金条例（昭和36年関市条例第36号）その他の条例並びに関市会計規則（昭和39年関市規則第6号）に定めるもののほか、公金の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金（財産区積立金を含む。以下同じ。）及び一時借入金をいう。

2 この基準において、「歳計現金」とは、地方自治法第235条の4第1項に規定する歳計現金をいう。

3 この基準において、「歳入歳出外現金」とは、地方自治法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金をいう。

（歳計外現金等の管理及び運用）

第3条 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計外現金等」という。）は、支払に対応する準備金であることから、普通預金（決済用預金）口座で管理するものとする。また、資金の需給を把握するために、各課等から翌月の収支予定表を提出させるものとする。

2 会計管理者は、支払資金の状況により、歳計外現金等に各々500,000,000円以上の一時的な資金の余裕が生じたときは、関市公金管理運用委員会設置要綱（令和7年7月17日決裁）に基づく関市公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）に諮った上で、当分の間当該余裕が生じた歳計外現金等の金額のうち100,000,000円単位の適当な金額を安全な金融機関の定期預金に限り運用するものとする。この場合において、定期預金で運用する金額は債務との相殺が可能な範囲とし、その金額及び期間は委員会でその都度定める。

3 前項の定期預金は、収納代理金融機関等の指定金融機関以外の金融機関に預入することができる。

（基金の管理及び運用）

第4条 基金の資金は、原則として、指定金融機関の普通預金（決済用預金）口座において管理する。この場合において、会計管理者が必要と認めるときは、

各基金を一括して一つの口座で管理することができる。

- 2 基金の資金の運用は、当分の間、債務との相殺が可能な範囲で、定期預金の預入によることを原則とし、当該預入をしようとする場合は、委員会に諮った上で市長決裁を受けることを原則とする。ただし、委員会の決定が得られる場合は、債券の取得により運用することができる。
- 3 会計管理者は、基金の資金を定期預金の預入による方法で運用を行う場合は、市が現に縁故債等の借入れを行っている金融機関を優先に利率の引合いをし、より有利な運用に努めるものとする。ただし、他の金融機関に市からの定期預金の受入れの意思があり、当該金融機関における市の制度融資、公金取扱業務の状況等を考慮した上で、市長が適当と認める場合は、この限りでない。
- 4 債券の取得により基金の資金を運用することができる額は、基金の資金総額の50パーセント以内で市長が別に定める割合の範囲内とし、残りの額は定期預金での運用とし、会計管理者は、債券運用を行うときは、これを遵守しなければならない。

(一時借入金の管理)

第5条 一時借入金は、歳計現金として管理する。

(公金資金の調達)

第6条 基金の運用と共に歳計現金の管理において、支払準備金が不足するおそれがある場合は、当該不足することとなる金額及び期間により、次のうち公金資金の安全性、利便性及び費用を総合的に勘案し、最も有利な手段により資金を調達する。

- (1) 指定金融機関からの当座貸越による一時借入金の借入れ
- (2) 基金からの繰替使用
- (3) 保有している債券の売現先取引(売戻し条件付き売買取引をいう。)

(公金預入の中止)

第7条 会計管理者は、公金の預入をしようとする金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、預入をしないものとする。

- (1) 自己資本比率(銀行法(昭和56年法律第59号)第14条の2各号に掲げる基準により算出した比率をいう。)について、都市銀行にあっては8パーセント、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合及び労働金庫にあっては4パーセントをそれぞれ下回ることとなったとき。
- (2) 格付機関(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第66条の2

7の規定により登録を受けた信用格付業を行う法人をいう。)による格付けが公表されている金融機関にあっては、長期債の格付けが投資適格等級でなくなったとき。

(3) 公金取扱業務において事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされなかったとき。

(4) 別表に掲げる経営指標が他の金融機関と比較して、著しく低位な水準にあり、かつ、その改善がみられないとき。

(5) 前各号に掲げるときのほか、会計管理者が求めた事項に対して、明確な説明が得られないとき。

2 金融機関が公金の運用期間中に前項各号に掲げるときのいずれかに抵触した場合は、会計管理者は、速やかに公金資金の預入を中止し、元金の保全を図るものとする。ただし、公金資金の預入について当該金融機関との間で当座借越契約が締結してある場合は、市長が預入額相当額の借入れを必要な期間行うことにより、元金の保全を図るものとする。

別表（第7条関係）

経営指標

1 健全性分析（運用資産に対する資本等の比率により資産の安全性をみるもの）

- (1) 自己資本比率
- (2) 不良債権比率
- (3) 業種別貸出金比率

2 収益性分析（収益性をみるもの）

- (1) 総資產業務純利益率
- (2) 総資産経常利益率
- (3) 株主資本利益率
- (4) 経費率
- (5) 預貸金利鞘

3 流動性分析（貸借対照表の資産・負債各項目の流動性（換金性）をみるもの）

- (1) 流動性資産比率
- (2) 預金量の推移

附 則

この基準は、令和8年2月16日から施行する。